主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人長島忠信の上告趣意は、量刑不当又は単なる訴訟法違反を主張するもので、 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条、により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野			毅
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	燕	藤	悠		輔
裁判官	岩	松	Ξ		郎